

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-4	飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物処分業者に委託することになります。

具体的な業者等については、(公社)神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。